

令和6年6月14日

記者発表配付資料

- 令和6年6月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 令和6年6月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 令和6年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 令和6年度6月補正予算（案）の概要

令和6年6月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 13件

令和6年度補正予算	-----	2件
条例その他議案	-----	9件
報告議案	-----	2件

1 令和6年度補正予算 ----- 2件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	86,458千円	465,649,664千円
企業会計	30,426千円	24,479,502千円

2 条例その他議案 ----- 9件

条例議案	-----	7件
その他議案	-----	2件

3 報告議案 ----- 2件

専決処分報告	-----	2件
--------	-------	----

令和6年6月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

- 第 1 号 令和6年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和6年度高知県工業用水道事業会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

- 第 3 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 4 号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 国道494号社会資本整備総合交付金（野瀧トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 11 号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案

○ 報 告

- 報第 1 号 令和5年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

令和6年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 3 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、法人の事業税及び軽油引取税について必要な改正をしようとするもの

第 4 号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第35号）の施行により地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）が一部改正されたことを考慮し、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設用設備の新增設をした認定事業者に対する県税の特例措置の適用要件としての当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る知事の認定の期限を2年延長するとともに、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和6年総務省令第43号）の施行により地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令が一部改正されたことを考慮し、地方活力向上地域における県税の特例措置が適用される設備に新たな設備を追加しようとするもの

第 5 号 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和6年総務省令第35号）の施行により過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）が一部改正されたことを考慮し、過疎地域における県税の課税免除措置の適用要件としての製造業用設備等の取得等をし、及び当該製造業用設備等を製造業等の用に供する期限を3年延長しようとするもの

第 6 号 高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例議案

(薬務衛生課)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号）の施行により乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）が一部改正されたことに伴い、同令の引用規定の整理をするとともに、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の施行により食品衛生法（昭和22年法律第233号）が一部改正されたこと等に伴い、営業許可が不要となった自動角氷製造機に係る氷雪製造業の許可の申請に対する審査に係る手数料を廃止しようとするもの

第 7 号 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

(幼保支援課)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府
内閣府
文部科学省令第1号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提
厚生労働省
供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学
大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年7月文部科学省告示第2号）が
厚生労働省
一部改正されたことを考慮し、幼保連携型認定こども園の人員に関する基準及び連携型外
認定こども園の職員の配置の基準について必要な改正をしようとするもの

第 8 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

(幼保支援課)

その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が一部改正され、児童福祉施設のうち保育所における職員の配置の基準が変更されたことを考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）の引用規定の整理をしようとするもの

第 9 号 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

(警務課)

国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、重大な災害が発生した箇所又はその周辺における災害警備、遭難救助等の作業に従事する警察職員に対して支給する特殊勤務手当の上限額を改定しようとするもの

第 10 号 国道494号社会資本整備総合交付金（野瀧トンネル）工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

(土木政策課)

国道494号社会資本整備総合交付金（野瀧トンネル）工事は、一般競争入札により、契約金額 1,443,002,000円（当初契約金額1,386,000,000円）で、高知市仁井田1625番地2大旺新洋・田邊・杉本特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、令和6年12月5日を完成期限（当初完成期限同年8月12日）として施行中であるが、残土の他の工事への流用によりその運搬距離が延びること、トンネルの坑口部の安定化を図るため法面を補強する対策工を実施すること、仮設ヤードに近接する民家への騒音対策として防音パネルを設置すること等に伴い、契約金額及び完成期限を変更する必要が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	(変更前)		(変更後)
契約金額の変更	1,443,002,000円	→	1,516,328,000円
完成期限の変更	令和6年12月5日	→	令和7年3月31日

第 11 号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案

(私学・大学支援課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）の施行により地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）が一部改正されたことに伴い、高知県公立大学法人の理事会の議決事項並びに経営審議会及び教育研究審議会の審議事項から年度計画に関する事項を削除する必要があるため、高知県公立大学法人定款の変更について、同法第8条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

報第 1 号 令和5年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

(財政課)

地方交付税等の額の確定等に伴い専決処分したもの

報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布されたこと等に伴い、個人の県民税、不動産取得税、軽油引取税及び狩猟税について必要な改正をするため、高知県税条例の一部を改正する条例を専決処分したもの

令和6年6月議会提出条例議案について

税 務 課

1 高知県税条例の一部を改正する条例について

(1) 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、法人の事業税及び軽油引取税について必要な改正をしようとするもの。

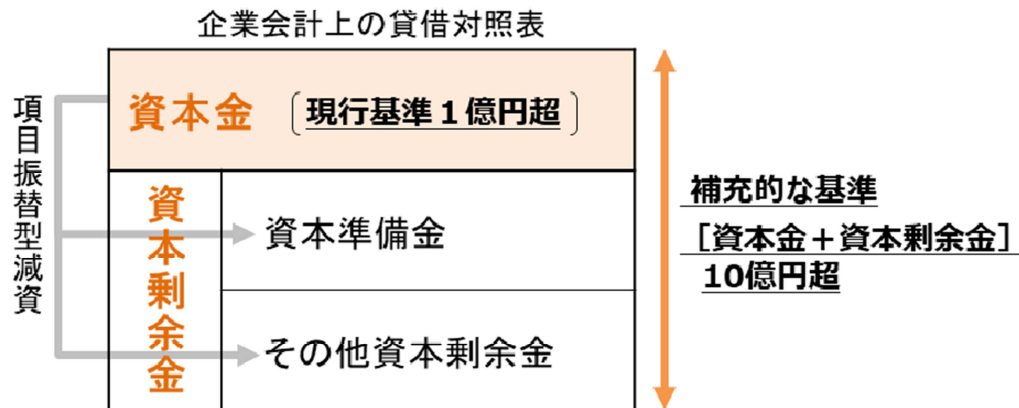
(2) 主な改正内容

○法人の事業税

外形標準課税の適用対象法人の見直し

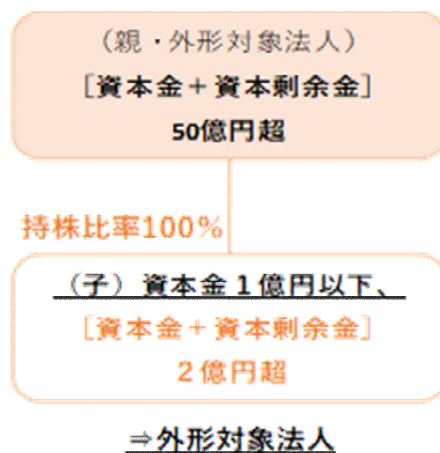
ア 減資への対応（令和7年4月1日施行）

外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。



イ 100%子法人等への対応（令和8年4月1日施行）

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。



○軽油引取税（令和7年4月1日施行）

課税免除の特例措置について、マリンレジャー等に使われる自家用船舶（いわゆる「プレジャーボート」）を対象から除外する。

2 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について

(1) 趣旨

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令（平成 27 年総務省令第 73 号）が一部改正されたことを考慮し、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設用設備の新增設をした認定事業者に対する県税の特例措置の適用要件としての当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る知事の認定の期限を 2 年延長するとともに、地方活力向上地域における県税の特例措置の適用要件としての当該特例措置の対象となる設備を追加しようとするもの。

(2) 主な改正内容

事業者が申請する「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を知事が認定できる期間を令和 8 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する（令和 6 年 4 月 1 日から適用）。

特例措置の対象設備に特定業務施設の新設に併せて整備する子育て施設等を追加する（令和 6 年 4 月 19 日から適用）。

対象地域	対象となる事業用設備	対象税目	取得価額	計画認定期限
地方活力向上地域	認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って新設又は増設した特定業務施設用設備(※1)	・ 事業税(※2) ・ 不動産取得税	合計 3,800 万円以上(※3)	令和 6 年 3 月 31 日 ↓ 令和 8 年 3 月 31 日
	(追加) 特定業務施設の新設に併せて整備する特定業務児童福祉施設	・ 不動産取得税		

(※1)特定業務施設(事務所・研究所等)の用に供する設備で所得税法施行令等に掲げる減価償却資産(建物等)

(※2)事業税は移転型（東京 23 区内からの施設移転）のみ対象

(※3)中小企業者及び中小通算法人は 1,900 万円以上

3 高知県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

(1) 趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和 3 年総務省令第 31 号）が一部改正されたことを考慮し、県税の特例措置の適用要件としての当該過疎地域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業用設備、情報サービス業等用設備、農林水産物等販売業用設備又は旅館業用設備の取得等をした者等に対して課する事業税及び不動産取得税について課税免除の適用期限を 3 年延長しようとするもの。

(2) 主な改正内容

課税免除の適用期限を、令和 6 年 3 月 31 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する（令和 6 年 4 月 1 日から適用）。

対象地域	対象となる事業用設備	対象税目	取得価額	適用期限
過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に記載された区域	・ 製造業 ・ 情報サービス業等 ・ 農林水産物等販売業 ・ 旅館業（下宿業を除く） ・ 畜産業、水産業（※1）	・ 事業税 ・ 不動産取得税	合計 500 万円以上（※2）	令和 6 年 3 月 31 日まで ↓ 令和 9 年 3 月 31 日まで

(※1) 個人事業税の対象であり、事業を行った日数の合計が当該年の延べ労働日数の 1/3～1/2 の場合に限る

(※2) 製造業・旅館業は、資本金の額が 5,000 万円超 1 億円以下の法人は 1,000 万円以上、1 億円超の法人は 2,000 万円以上

高知県認定こども園条例の一部改正について

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

1 改正の背景

「こども未来戦略」(令和5年12月閣議決定) ～認定こども園及び保育所における職員配置基準の見直し～

幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、**量の拡大から質の向上へと政策の重点を移す**ことなどが必要になっている。こうしたことから、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった**4・5歳児の職員配置基準について、30対1から25対1への改善**を図る。

「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善

職員配置基準等を規定している内閣府令等を改正(令和6年3月13日公布、令和6年4月1日施行)

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
 - 人員確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける。
- ※3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正(20:1→15:1)を行う。

2 条例改正の内容

施行期日：公布の日

経過措置：認定こども園及び保育所の職員等の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、従前の基準により運営することができる。

(1) 高知県認定こども園条例

新	旧
幼保連携型認定こども園の人員に関する基準(第10条第3項) 満4歳以上の園児 おおむね <u>25人</u> につき1人 満3歳以上満4歳に満たない園児 おおむね <u>15人</u> につき1人	幼保連携型認定こども園の人員に関する基準(第10条第3項) 満4歳以上の園児 おおむね <u>30人</u> につき1人 満3歳以上満4歳に満たない園児 おおむね <u>20人</u> につき1人
連携型外認定こども園の職員の配置の基準(別表) 満4歳以上の子どもおおむね <u>25人</u> につき1人以上 満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね <u>15人</u> につき1人以上	連携型外認定こども園の職員の配置の基準(別表) 満4歳以上の子どもおおむね <u>30人</u> につき1人以上 満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね <u>20人</u> につき1人以上

(2) 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(※)

新	旧
保育所(第4条第3項) 児童福祉施設基準省令で定める基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第18号)第1条の規定による改正後のものをいう。)の例による。	保育所(第4条第3項) 児童福祉施設基準省令で定める基準(令和6年改正府令第2条の規定による改正後のものをいう。)の例による。

※1 この条例は、児童福祉法に規定する①障害児通所支援の事業等、②指定障害児入所施設等、③児童福祉施設(保育所等)の人員、設備及び運営に関する基準等を一本化して規定している。

※2 この条例において児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか「児童福祉施設基準省令(以下「基準省令」)」で定める基準の例による。

この条例で定めるもの…県独自基準(非常災害対策等) →今回改正なし

基準省令で定める基準…主な基準は基準省令において示されている。 →基準省令の改正があったため、「改正後の基準省令」の例によることとするための改正を行う。

一部改正の理由

国家公務員の特殊勤務手当を規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、異常な自然現象等により重大な災害が発生した箇所又はその周辺における災害警備、遭難救助等の作業に従事する警察職員に支給する特殊勤務手当（以下「災害警備等作業手当」）の額の上限額を改定しようとするもの

人事院規則の主な改正点（令和6年2月15日公布、同年1月1日から適用）と県条例上限額との関係

○ 人事院規則9-30（特殊勤務手当）（昭和35年人事院規則9-30）の一部改正

- ① 大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業に従事した場合の手当の額が1,080円と定められた。
- ② 夜間に作業が行われた場合に手当の額が加算（50/100加算）される対象となる作業が拡大され、異常な自然現象等により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備等の作業が支給の対象となった。



改正前		改正後		
異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺での作業		異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺での作業		
災害警備等の作業に従事	840円/日	災害警備等の作業に従事	840円/日	大規模な災害として人事院が定める災害に係る作業
当該作業が夜間に行われた場合（50/100加算）	（適用なし）	当該作業が夜間に行われた場合（50/100加算）	1,260円/日	
当該作業が著しく危険であると認められる場合（100/100加算）	1,680円/日	当該作業が著しく危険であると認められる場合（100/100加算）	1,680円/日	
				1,080円/日
				1,620円/日
				2,160円/日

【補足説明】

- ✓ 「大規模な災害」は、災害対策基本法に基づく災害対策本部等が設置され、又は災害救助法が適用された地震等の災害のうちから、人事委員会が定めることを想定
- ✓ さしあたって、令和6年能登半島地震災害を「大規模な災害」として定めて運用する予定
- ✓ 夜間における作業又は業務に従事した場合の加算（50/100加算）についても、人事委員会規則の改正により併せて対応する予定

現行の条例上限額

改正後の条例上限額

条例の一部改正の要点（条例第13条第2項の表14）

災害警備等作業手当の1日当たりの上限額

（改正前）1,680円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

（改正後）2,160円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

施行期日等

公布の日（令和6年1月1日遡及適用）

令和6年度 6月補正予算（案）の概要



令和6年6月
高知県総務部財政課

目指すべき高知県像の実現に向け、必要な施策を着実に実行するための予算を計上

① 高知市と共同で運営する**動物愛護センター**の整備に向け、基本設計等を実施

40,945千円（国7,000千円） [薬務衛生課]

〔場 所〕	高須浄化センター敷地内の一部
〔延床面積〕	1,500㎡程度（平屋）
〔敷地面積〕	3,000㎡程度（駐車場等付帯設備含む）
〔スケジュール〕	令和9年度供用開始



② ふるさと納税制度を活用して、教育環境の充実や学校の魅力化などのプロジェクトを支援する「ふるさと**母校応援制度**」の運用を開始 45,513千円 [私学・大学支援課ほか]

〔内 容〕	クラウドファンディングによるふるさと納税の寄附金を活用して支援
〔対象事業者〕	私立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校） 県立学校（中学校・高等学校・特別支援学校）
〔交付額等〕	下限額：50万円 ～ 上限額（目安）：200万円 ※寄附額からクラウドファンディングサイト手数料を除いた額を交付 ※私立学校には補助金により交付



<工業用水道事業会計>

○ 企業の工場新設に伴う香南工業用水道の設備改修の実施 30,426千円

[電気工水課]

6月補正予算（案）の全体像

歳入

(単位 千円、%)

区 分	令 和 6 年 度			前年度6月補正後 (D)	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 一 般 財 源	321,733,515	7,873	321,741,388	321,392,555	0.1
県 税	67,793,441		67,793,441	67,534,616	0.4
地方消費税清算金	36,747,985		36,747,985	36,778,876	△ 0.1
地方譲与税	15,030,285		15,030,285	14,359,251	4.7
地方交付税等	181,922,000		181,922,000	182,551,000	△ 0.3
(うち臨時財政対策債)	(605,000)		(605,000)	(2,120,000)	(△ 71.5)
財調基金取崩ア	6,257,500	7,873	6,265,373	8,085,376	△ 22.5
そ の 他	13,982,304		13,982,304	12,083,436	15.7
(2) 特 定 財 源	143,829,691	78,585	143,908,276	162,545,438	△ 11.5
国庫支出金	63,617,612	7,000	63,624,612	84,320,236	△ 24.5
県 債	46,473,200	9,100	46,482,300	46,971,000	△ 1.0
(うち行政改革推進債・ 退職手当債)イ	(3,000,000)		(3,000,000)	(3,000,000)	
減債基金(ルール外分)等ウ	4,555,521		4,555,521	5,507,292	△ 17.3
そ の 他	29,183,358	62,485	29,245,843	25,746,910	13.6
総計 (1)+(2)	465,563,206	86,458	465,649,664	483,937,993	△ 3.8

財源不足額 (ア+イ+ウ:再掲)	13,813,021	7,873	13,820,894	16,592,668	△ 16.7
------------------	------------	-------	------------	------------	--------

歳出

(単位 千円、%)

区 分	令 和 6 年 度			前年度6月補正後 (D)	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 経 常 的 経 費	373,426,952	59,109	373,486,061	387,952,720	△ 3.7
人 件 費	112,594,368		112,594,368	105,421,991	6.8
扶 助 費	12,250,357		12,250,357	12,732,452	△ 3.8
公 債 費	65,162,588		65,162,588	66,880,149	△ 2.6
そ の 他	183,419,639	59,109	183,478,748	202,918,128	△ 9.6
(2) 投 資 的 経 費	92,136,254	27,349	92,163,603	95,985,273	△ 4.0
(補助)普通建設事業費	52,875,811	27,349	52,903,160	57,644,595	△ 8.2
(単独)普通建設事業費	32,470,100		32,470,100	31,679,031	2.5
災害復旧事業費	6,790,343		6,790,343	6,661,647	1.9
総計 (1)+(2)	465,563,206	86,458	465,649,664	483,937,993	△ 3.8